

後援名義申請に関するガイドライン

2019 年 10 月
一般社団法人日本 C P サッカー協会

本ガイドラインは、本協会への後援名義の使用にする考え方を定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 公益的な観点から後援等の実施の適否を判断する。
- (2) 後援等の実施により、本連盟、関連団体、その他ステークホルダーの名誉、信用及び利益を損ねることがないようにする。
- (3) 後援名義の使用は申請のあった行事等のみに出すものであり、当該行事以外への使用は、新たな申請が必要。

2. 後援名義使用等の申請者

後援等の申請者は、次の組織に限る。

- (1) 国の行政機関又は地方公共団体
- (2) 独立行政法人、公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体
- (4) 新聞社、放送局その他の民間企業
- (5) その他社会的信用及び経済的基盤を有し、その存在が明確である者

3. 後援等の審査基準

本協会は、次のすべての条件を満たす行事等について、後援等を実施することができる。

- (1) 行事等の目的及び内容が、サッカー競技の普及、強化に資するものであること
- (2) 申請者が行事等を開催するための事務局組織を有していること。
- (3) 申請者が行事等を開催するために必要な財政的基盤を有していること。
- (4) 申請者が行事等の運営について、事故防止及び救護体制の整備等、安全面及び公衆衛生に配慮し、万が一事故等が発生した場合は、申請者側の責任で対応をする

こと。

- (5) 行事等の目的及び内容が、申請者の広告宣伝等を主な目的としていないこと。
- (6) 行事等の目的及び内容が、営利の追求ではないこと。参加費用の徴収がある場合、会場費等実費として相応であること。
- (7) 行事等の目的及び内容が、特定の宗教的色彩の強いものではないこと。
- (8) 行事等の目的及び内容が、政府・地方公共団体の広報活動を除き、特定の政党又は政治色に偏っていないこと。
- (9) 行事等の目的及び内容が、公序良俗を乱すものではないこと。
- (10) 後援等の実施の結果、本連盟、関連団体、その他ステークホルダーの名誉、信用及び利益を損ねることがないこと。
- (11) その他、行事等の目的及び内容が、本協会が社会的妥当性を欠いていると判断するものではないこと。

4. 申請手続の流れ

申請者は、次の手順に従い、本協会に申請する。

申請日	原則として、行事等の開催日又は開催始期の1カ月前までに本協会へ申請する
提出物	(1) 後援等申請書 (2) 開催計画書 (3) 収支予算書 (4) 定款、会則、活動状況等、団体の活動内容が分かるもの (5) 団体の活動実績

5. 受付及び審査手順

申請者から後援等の申請があった場合の受付及び審査は、次のとおり行う。

受付・審査	本協会の事務局にて申請内容を確認する。
承認	本協会の事務局から申請者へ書面にて通知する。
報告	行事等終了後、1か月以内に申請者から報告を受ける。

6. 行事等内容の変更と後援等の取消について

申請後承認を受けた行事等内容の変更に関しては速やかに本協会へ変更内容を報告すること。後援等の実施を承認した行事等について、事実と相違する場合又は適切な部分が判明した場合は、承認及び決定を取り消すことがある。

7. 本ガイドラインの改正について

本ガイドラインの改正は、理事会の決議を経て行う。